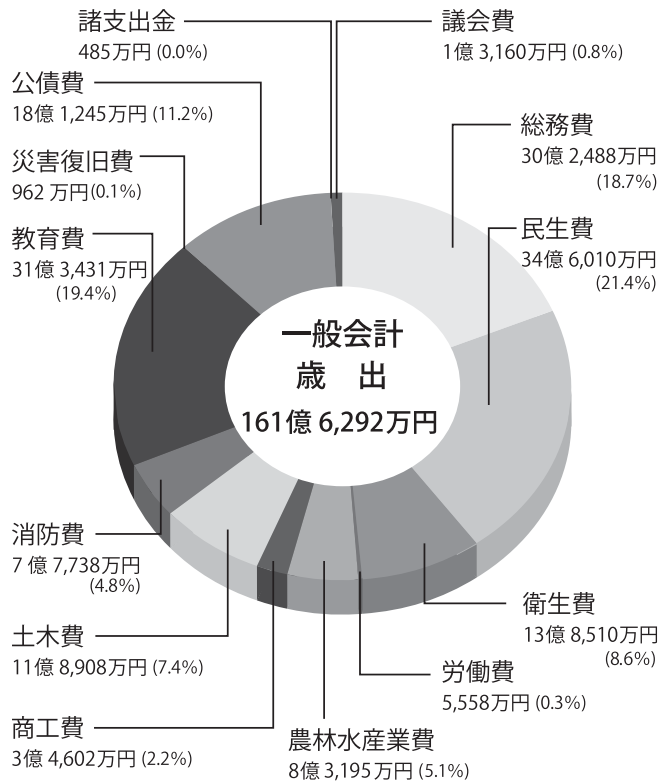


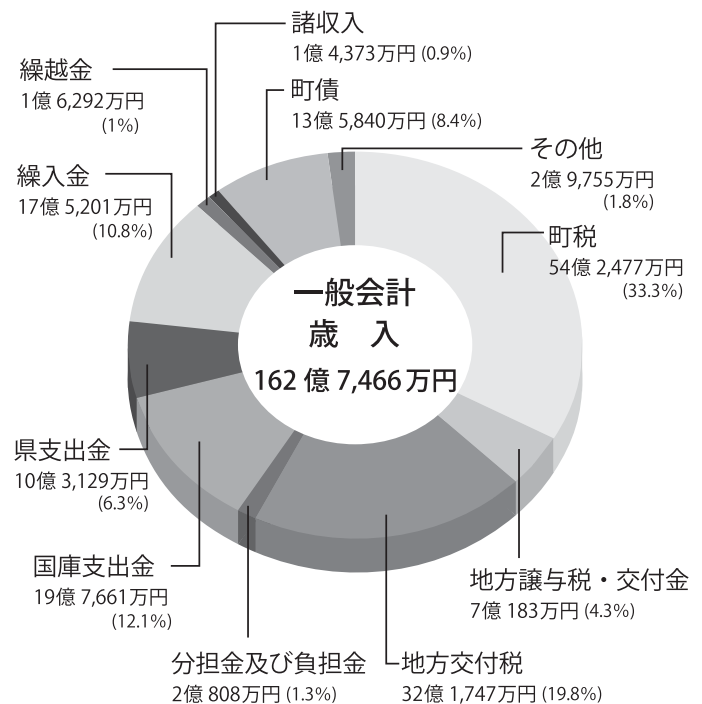
# 決算報告

平成 27 年度の一般会計と特別会計の決算が、9 月定例議会で認定されました。一般会計の決算は歳入総額 162 億 7,466 万円(前年度比 12.8%増)、歳出総額 161 億 6,292 万円(前年度比 13.3%増)となりました。

一般会計の歳出 **161 億 6,292 万円**  
(前年度比 18 億 9,679 万円の増加)



一般会計の歳入 **162 億 7,466 万円**  
(前年度比 18 億 4,560 万円の増加)



## 平成27年度 会計別決算状況

区分	歳入額	歳出額	差引額	
一般会計	162億7,466万円	161億6,292万円	1億1,174万円	
国民健康保険	30億8,847万円	30億8,132万円	715万円	
後期高齢者医療	3億 909万円	3億 857万円	52万円	
農業集落排水事業	5億1,493万円	5億1,493万円	0円	
公共下水道事業	11億7,210万円	11億7,210万円	0円	
地域し尿処理施設整備事業	9,708万円	9,708万円	0円	
簡易水道事業	1,515万円	1,515万円	0円	
介護保険	26億4,666万円	26億4,191万円	475万円	
診療所事業	1億7,387万円	1億7,103万円	284万円	
ケーブルテレビ事業	5億8,621万円	5億8,621万円	0円	
水道事業会計	収益的	7億 795万円	5億5,767万円	1億5,028万円
	資本的	1億2,168万円	3億2,063万円	△1億9,895万円
病院事業会計	収益的	12億5,934万円	12億2,646万円	3,288万円
	資本的	1億9,824万円	2億8,428万円	△8,604万円

### 用語解説

**町税**…皆さんに納めて頂いた税金。  
**地方譲与税**…皆さんから頂いた国の税金の一部が一定の基準により町に譲与されるお金。  
**地方交付税**…国が徴収する税金の中から町の財政需要に応じて交付されるお金。  
**分担金・負担金**…町で行う特定の事業により特別の利益を受ける人から、その受益を限度として徴収するもの(例：保育所の保育料など)  
**国庫支出金**…町が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業などに対して、国が負担すべきものの総称。(負担金・補助金など)  
**県支出金**…特定の行政目的をもって、特定の事務・事業の全部または一部に充てるために県から支出されるお金。  
**繰入金**…他の会計や基金から収入として繰り入れる資金のこと。  
**諸収入**…特定の歳入のための科目ではなく他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。  
**町債**…大きな事業を行うために国や県、金融機関などからの借入金。

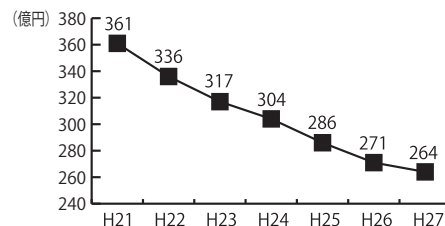
## ▶町の財産

基金	102億 2,299万円 (うち一般会計 91億9,661万円)
有価証券	656万円
出資金	4億3,560万円

## ▶町の借りているお金(全会計)

区分	現在高
一般会計	97億2,884万円
特別会計	166億9,536万円
合計	264億2,420万円

## ▶町債(借入金残高)の状況(全会計)



## 平成 27 年度に 実施した主な事業

### ・小・中学校

ICT環境整備事業

4,255万円



### ・原子力災害対策施設整備事業

(放射線防護施設) 3億 2,497万円



富来小学校

### ・道整備交付金事業(志賀の郷線ほか)

1億 2,392万円



### ・都市再生整備計画事業

(みらいとうぶ)

3億 756万円



### ・統合小学校建設事業

19億 2,098万円



### ・放課後児童クラブ施設整備事業

3億 8,289万円



## 町民 1 人 当たりの 決算額

(一般会計)

### 町税収入



250,335 円  
(248,725 円)

### 歳 出



745,866 円  
(647,519 円)

### 基金残高(貯金)



424,394 円  
(434,820 円)

### 町債残高(借金)



448,954 円  
(456,607 円)

※平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口 21,670 人 ※ ( ) は、平成 26 年度の決算額

## 健全化判断比率 および 資金不足比率の公表

自治体の財政が健全かどうか判断するため、健全化判断比率および資金不足比率を公表することが義務付けられています。平成 27 年度決算に基づいて算定された志賀町の比率は、下表のとおり健全化基準を下回りました。赤字が生じない場合は「-」(該当なし)で表示しています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※1
普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準 :13.49%~ 財政再生基準 :20%~	すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準 :18.49%~ 財政再生基準 :30%~	借金の返済額などの大きさを資金繰りの危険度をみる比率 早期健全化基準 :25%~ 財政再生基準 :35%~	町の負債の残高から将来の財政への圧迫度をみる比率 早期健全化基準 :350%~	企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率 経営健全化基準 :20%~
- ( - ) ※2	- ( - )	12.7% (13.9%)	2.2% ( - )	- ( - )

早期健全化基準 : 財政の危険状態  
財政再生基準 : 財政の破たん状態

※1 水道、下水道、簡易水道、病院の各事業会計が対象  
※2 ( ) は、平成 26 年度の数値

# 平成 27 年度志賀町一般会計決算における地方消費税交付金 (社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費

平成 26 年 4 月 1 日から消費税 (国・地方) が 5 % から 8 % へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成 27 年度志賀町一般会計決算における社会保障施策関連への充当状況は、次のとおりとなっています。

## 歳入

地方消費税交付金 総額 437,656 千円  
うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 187,438 千円

## 歳出

地方消費税交付金 (社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費 総額 3,254,100 千円  
(うち一般財源 1,716,969 千円)

単位：千円

事業区分	事業費 (経費)	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
社会福祉	児童福祉	1,018,345	259,901	79,859	11,200	476,731	190,654	20,813
	母子福祉	3,242	0	1,458	0	0	1,784	195
	高齢者福祉	202,908	27,900	6,929	39,100	5,129	123,850	13,520
	障害者福祉	565,311	246,919	137,043	0	6,150	175,199	19,126
	小計	1,789,806	534,720	225,289	50,300	488,010	491,487	53,654
社会保険	国民健康保険	185,779	22,325	77,566	0	0	85,888	9,376
	介護保険	365,269	0	0	0	10,652	354,617	38,713
	年金	0	0	0	0	0	0	0
	小計	551,048	22,325	77,566	0	10,652	440,505	48,089
保健衛生	医療に係る施策	801,753	40,028	74,649	0	0	687,076	75,007
	感染症その他の 疾病の予防	63,903	186	0	0	0	63,717	6,956
	健康増進対策	47,590	0	2,406	0	11,000	34,184	3,732
	小計	913,246	40,214	77,055	0	11,000	784,977	85,695
合計	3,254,100	597,259	379,910	50,300	509,662	1,716,969	187,438	

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金 (社会保障財源化分) を按分し充当しています。

※対象となる経費は、事務費および事務職員の人件費などは除いた額を計上。

※年金は決算額が事務費および人件費のみであるため未計上。



# 秋の火災予防運動を実施 11/9-11/15

消しましょう その火その時 その場所を  
をスローガンに全国一斉に秋季火災予防運動を実施します。

## 秋の火災予防運動中の行事予定

### 11月13日(日)は、志賀町住警器一斉点検日!

町内の防災行政無線で、住宅用火災警報器一斉点検を呼びかけます。自宅の住宅用火災警報器を点検しましょう。

- ・志賀町消防団による火災防ぎょ訓練(旧志加浦小学校)
- ・消防車両による町内火災予防巡回パレード
- ・町内大型店舗などにて街頭防火宣伝 etc.

## 《住宅用火災警報器の維持・管理について》

### 《点検時期》

一カ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は、居住者が自ら行ってください。

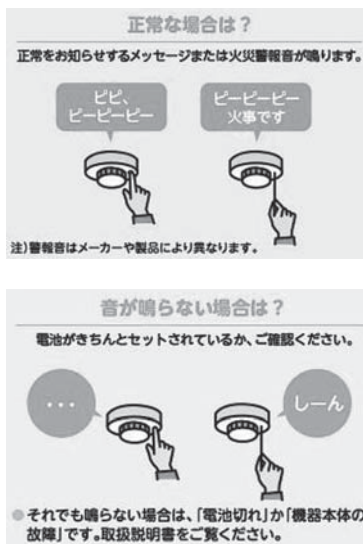
※点検が困難な場合は、近所や親戚にお願いしましょう。

### 《点検方法》

本体のひもを引くかボタンを押すことで点検できます。

### 《掃除(お手入れ)》

ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、家庭用中性洗剤に浸した布などを十分に絞って、軽くふき取ってください。



志賀消防署 ☎ 32-1776 富来分署 ☎ 42-1211

## 住宅防災いのちを守る7つのポイント

### 【3つの習慣】

寝たばこは、絶対やめましょう。



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。



ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。



### 【4つの対策】

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。



寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。



火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置しましょう。



お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。



## 【第6回「一次救命処置指導会」を開催】

9月9日(救急の日)に一次救命処置指導会を開催し、志賀町の以下の事業所様が入賞しました。

優秀賞：志賀町富来B&G海洋センター フレア  
敢闘賞：(株)NTN製作所、能登ロイヤルホテル



実際に消火ホースを取り出し、操作を確認する酒見区民

## 酒見地区自主防災隊

### 家屋火災を想定した訓練を実施

10月2日(日)の午前8時から、酒見区で、家屋火災を想定した防災訓練を実施しました。参加者約60人が3カ所に分かれて訓練しました。西増穂分団にも協力をお願いし、実際に消火ホースを取り出して、操作方法や使用動作を確認しました。



志賀町青少年海外派遣事業

## オーストラリアでの学びを報告



- ▲生徒一人ずつ、帰国報告をした
- ◀ブリスベンで現地学校の生徒たちと記念撮影

夏休みの11日間、オーストラリア・クイーンズランド州ブリスベン市で語学研修をした町内中学生・高校生が、9月26日（月）、役場で帰国報告を行いました。

言いたいことが伝わらないもどかしさや言葉の壁を越え、さまざまな体験をしながら日々成長した生徒たち。

「相手に伝えようとする努力をすること」の大切さを学んだことや、現地の人たちの温かさ、優しさ、そして家族や自分を支えてくれる人たちへの感謝の気持ちを忘れず、自分の将来や社会に生かしていきたいと報告しました。

## 大和ハウス工業(株)に志賀町移住定住総合窓口設置 しかまちぐらしを首都圏でアピール

町が大和ハウス工業(株)と8月3日に締結した「移住及び定住の促進並びに空き家対策に関する協定」に基づいて、大和ハウス工業(株)の東京本社、大阪本社、金沢支社に、志賀町移住定住総合窓口を開設しました。

今回の窓口開設で、志賀町の就職や暮らしに関する相談や、志賀町の暮らしの魅力やさまざまな支援制度などを、首都圏に情報発信することができます。また、大和ハウス工業(株)と志賀町双方が持つ機能を効果的に発揮することで、移住を促進する効果が期待できます。



大和ハウス工業(株)の東京本社に設置した志賀町移住PR窓口



(後方左から) 山崎さん、直宮さん、穴田さん、徳山さん、藤懸さん  
(前方左から) 小泉町長、大野さん、障子口さん、能登さん、東間局長

志賀町の人権擁護委員

## 委嘱状伝達式&退任委員に感謝状

10月3日（月）、平成28年10月1日付で、法務大臣から5人が人権擁護委員に委嘱されました。3期目となる山崎豊治さん（倉垣）と2期目となる直宮和江さん（福浦港）が再任され、新たに穴田寛さん（牛ヶ首）、徳山武志さん（上棚）、藤懸了世さん（鹿頭）が委嘱を受けました。

また、15年間、委員として尽力いただいた大野堯さん（西海風無）、障子口文雄さん（牛ヶ首）、能登正人さん（上棚）に感謝状が贈られました。

東間智志法務局七尾支局長は、「地域の身近なパートナーとして頑張ってください」と激励しました。